

2022年10月5日

東京都議会議長

三宅しげき 様

東京都議会議員

印

文書質問について

下記事項について、文書により質問したいので別紙のとおり趣意書を提出します。

記

- 一 都市計画道路小金井2路線と都市計画マスタープランについて
- 二 個人情報保護法と地方自治について
- 三 障害者の地域生活移行について
- 四 パートナシップ制度と第二期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画について
- 五 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインについて
- 六 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる汚職事件について

以上

一 都市計画道路小金井2路線と都市計画マスタープランについて

2012（平成24）年3月策定に策定された「小金井市都市計画マスタープラン」の「幹線道路の整備方針」の項において、「都市計画道路3・4・11号線（連雀通り以南）は、整備済み・着手路線との連続性や駅周辺へのアクセス動線の確保を勘案して、東京都に対して整備推進を要望するなど、道路整備を計画的に進めます。」とし、「3・4・1号線」については「国分寺崖線のみどりの保全を勘案し、（中略）3・4・1号線に関しては一定区間での路線変更などの可能性を検討します」としました。

その後「3・4・11号線（連雀通り以南）」と「3・4・1号線」は2016（平成28）年3月第四次優先整備路線に選定されました。

選定を前後し、パブコメ、署名などで小金井市民から国分寺崖線、湧水、野川など生態系豊かな、都市部では奇跡的に残った貴重な自然と景観を損なうとの疑念の声が強く表明されてきました。市議会はこの間11本の中止・見直しの意見書を東京都に提出、5党派7名の市議は今年2022年5月に都庁で都市整備局および建設局の担当課長などとの面談を行い、中止・見直しを強く要請しました。

小金井市長は、無作為抽出の「市民アンケート」で「国分寺崖線や野川の自然環境、景観への影響に対する多くの市民の懸念などが示された」ことを受けて、2020（令和2）年5月27日に都知事に対して要望書を提出しています。その内容は、「3・4・11号線」について「建設の是非も含め、市民の理解の進展が十分であるとは言えない状況にあり、現時点では事業化に賛同いたしかねます」「私、小金井市長が了解できない状況下での事業化は進めないように求めます」とし、「3・4・1号線」については「見直し」を求めています。前年10月に続く再度の要望書の提出です。

第四次優先整備路線から6年半が経過し、小金井市民の「3・4・11号線」「3・4・1号線」についての民意が「中止・見直し」であることはすでに明白になっています。

このような民意は、3年近くにわたる策定委員会の検討審議、2度のパブリックコメント、市民説明会、市議会での検討などを通じて本年8月改定の「都市計画マスタープラン」に反映されることになりました。

改定された都市計画マスタープランでは「都市計画道路の整備方針」は以下のように改められました。
「（1）都市構造を支え、人・モノが円滑に移動できる道路網の整備

① 都市計画道路の整備方針

・東京都及び関係市と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み・着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び国分寺崖線（はげ）、野川、玉川上水及び都市公園など自然環境・景観などの保全を勘案して、必要な道路整備を計画的に進めます。

・長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して都市計画道路の検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます。」

小金井市長は、市議会での都市計画マスタープランについての質疑において「道路の検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます。」の対象に優先整備路線（「3・4・1」「3・4・11」）の2路線について、「長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路に2路線も含まれるか」とのご質問でございます。私の考え方を踏まえた2路線を含む表現であります。（小金井市議会全員協議会2021年12月21日）と答弁しています。

以下質問します。

- 1 他の市区町村の都市計画マスタープランで、「長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して都市計画道路の検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます。」といったいわゆる「検証・見直し」が明示されているケースはありますか。
- 2 小金井市の新しい都市計画マスタープラン作成に当たって、都は 2021 年 12 月に素案のパブコメに合わせて意見照会を行っています。「都市計画道路の整備方針」に関して、都の示した修正案と、市の対応方針を示してください。
- 3 小金井市の新しい都市計画マスタープランの「都市計画道路の整備方針」についての東京都の評価を示してください。
- 4 小金井市の新しい都市計画マスタープランでは「東京都及び関係市と連携して都市計画道路の検証を行い」と小金井市は東京都との連携を求めています。東京都としての対応はどうされますか。
- 5 小金井市の新しい都市計画マスタープランでは、「整備推進」とされていた「3・4・11号線」が、「検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます」となりました。これについての見解を伺います。

二 個人情報保護法と地方自治について

1 個人情報保護委員会の機能と権限について

ア 個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)は、その第五章『行政機関等の義務等』などにおいて、地方公共団体における個人情報の取り扱いについて規定しています。

同法に基づいて地方公共団体が行う事務は、地方自治法における「自治事務」と理解してよいですか。

イ 都は、個人情報保護法による「個人情報保護制度の一元化」の結果として、「個人情報制度全般の有権解釈権が国に帰属、都は国の定める『ガイドライン』に沿った事務処理に移行」という認識を示しています(東京都情報公開・個人情報保護審議会 2021.5.31 資料4)。

「個人情報保護制度全般の有権解釈権が国に帰属」と説明されていますが、個人情報保護法に基づいて地方公共団体の事務とされた事務についても、同法の解釈権は個人情報保護委員会に帰属するという趣旨ですか。

ウ 上記資料では「都は国の定める『ガイドライン』に沿った事務処理に移行」とされています。この「ガイドライン」(個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等

編))は、「本ガイドラインのうち、地方公共団体に適用される部分については、地方公共団体に対する技術的な助言としての性格を有するものである。」としています。「性格を有する」との表現は法的には極めてあいまいなものですが、「ガイドライン」が地方自治法 245 条の 4 の 2 項に定める技術的助言に該当するかどうか、都の認識を伺います。

エ 「ガイドライン」はまた、みずからを「技術的助言」になぞらえる一方で、「本ガイドラインの中で、『しなければならない』、『してはならない』及び『許容されない』と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある」と記しています。

個人情報保護委員会は、個人情報保護法に基づく地方公共団体の事務について、その違法性、適法性を判断する権限を有しているのですか。また、有していた場合、何に基づいて「法違反と判断される」と主張しているのですか。都の認識を示してください。

オ 地方自治法に基づく「技術的助言」について、総務省は次のように述べています(2011. 7. 12 『今後発出する通知・通達の取扱いについて』)。

「地方公共団体が行う事務に対し、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項等の規定に基づき、技術的助言として発出しようとする通知については、地方公共団体にとって必要な事項となっているかどうかその内容を検証し、同法の趣旨を踏まえ、必要な最小限度のものとなるよう徹底を図るとともに地方公共団体の自主性及び自立性に配慮すること。」

地方公共団体が自治事務として処理すべき事務に関し、個人情報保護委員会がその「違法」性に言及するだけでなく、「してはならない」「許容されない」などと自治体を拘束しようとすることは、この「ガイドライン」の法的な位置づけのあいまいさも含め、地方自治法と地方自治の本旨に反する恐れが強いと考えますが、都としての認識を伺います。

2 自治体独自の保護規定について

ア 都は、先に紹介した情報公開・個人情報保護審議会資料において、次のようにも述べています。「条例で独自の保護措置の規定も可能だが、国に対する届出義務が課され、国は、『勧告』等により地方公共団体への関与が可能となる。」

個人情報保護委員会の「勧告」等は、地方自治法が規定する「勧告」等とは異なるものですか。個人情報保護法は、地方自治法の規定にもかかわらず、重ねて個人情報保護委員会の権限として「指導」「勧告」などを規定することとしています。それが必要な理由は何ですか。

イ 国(個人情報保護委員会)の勧告等が制度化されたとしても、「条例で独自の保護措置の規定」が可能であるという認識に変わりはありませんか。都として、この場合の「保護措置」にはどのようなものを想定していますか。個人情報の収集、外部提供、目的外利用等に関して、個人情報保護法の規定を超えて各自治体が規定している様々な保護措置も、個人情報保護法のもとでも法的には可能であると都は認識していると理解してよいですか。

ウ 個人情報の本人からの取得の原則、目的外利用・外部利用の原則禁止、第三者機関である審議

会によるチェックを前提とした例外規定など、個人情報の保護のために自治体の条例の多くが採用してきた原則は、「自己情報コントロール権」と言われる権利を実現する努力の結晶であり、都内各自治体は、こうした努力の先陣を切ってきました。この条例に支えられた信頼を基にはじめて、住民は極めて膨大な個人情報の管理と活用を自治体の手になおしてきています。

個人情報の利活用とそのため一般的な規範・ルール作りが求められる時代だからこそ、「自己情報コントロール権」の確立が理想的にも法的にも求められていると考えますが、この点についての都としての基本的な認識を示してください。

三 障害者の地域生活移行について

1 地域生活移行に関する基本的な姿勢、考え方について

『障害者・障害児施策推進計画』は、三つの基本理念の一つとして「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を掲げ、「障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。」とうたっています。また、施策目標Ⅱとして「入所施設・精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備すること等により、障害者が地域で安心して自立生活を送れるようにします。」と記しています。地域生活への移行、自立した地域生活の実現は、障害者の権利の確立と差別の解消、社会的な包摂を実現するための核心的な課題の一つであるという問題意識のうえで、以下、質問します。

ア 「地域生活」とはそもそもどのようなものとして語られているのですか。「地域」、「地域生活」、「自立した地域生活」と語られる時の「自立」とは何を意味するのですか。都としての基本的な認識を伺います。

イ 「入所施設・精神科病院」との対比で「地域生活」が語られることが多いですが、入所や入院はしていなくとも、親元で親の保護と責任の下に生活せざるを得ない多くの成人障害者が置かれた状況は「地域における自立」とは言えないと思いますが、いかがですか。

2 「地域生活への移行」の取り組みについて

ア 施設入所者数とそのうち都外施設入所者の人数、及び、第四期、第五期計画期間中の福祉施設入所者の地域生活への移行についての目標と実績を示してください。

イ 第四期、第五期と目標を大きく下回っています。それだけでなく、2019年度中に新たに208人が施設入所し、そのうち8割が都外施設に入所しています。地域生活への移行が進まず、むしろ都外を中心とした新規の施設入所が続いていることに対する基本的な課題認識を伺います。

3 グループホームについて

ア グループホームは「地域居住」と言われ、地域生活への移行の柱として位置づけられてきました。グループホームはどのような点で「施設」ではなく「居住」と位置付けられるのですか。障害当事者の権利、地域における自立という視点から見た、施設とグループホームの違いを示してください。

イ 第五期の新規整備目標 2,000 人定員増に対して 2,799 人、約 4 割の超過達成となっています。この結果に対する評価を伺います。また、経営主体別の整備状況ならびに昨年度新規入居者の入居経路別の人数を示してください。第六期計画における整備目標として 2,500 人分の増を掲げていますが、この数字の根拠を示してください。

ウ 類型別の実績について

- a 第四期当初と比べ、第五期末では外部サービス利用型が 8 割近く減り、他方で介護サービス包括型が 8 割近く増えています。その背景と評価を示してください。
- b サテライト型のグループホームは 2022 年 3 月 1 日時点で 189 室となっています。第六期での目標と、サテライト型から一般住居への移行の状況を示してください。
- c 都は独自に通過型グループホームを位置づけています。その趣旨と、直近での通過型の指定実績(精神、知的の内訳)を示してください。

エ グループホームにおける重度障害者の受け入れ状況について

東京都の体制強化支援事業の指定を受けている事業所数とその推移、及び当該事業所入居者の支援区分別人数を示してください。また、第六期における重度障害者の受け入れ目標とその実現のための課題を伺います。

オ 都営住宅を利用したグループホームについて

- a 整備状況(団地数、居室数)と、広がっていない理由を示してください。
- b 都営住宅は応募倍率がきわめて高く一般の入居自体が困難な中で、どのようにグループホームのための居室を確保するのですか。現時点で「使用可能な都営住宅」はどの程度、存在するのですか。
- c 意欲のある社会福祉法人等から「使用可能な住宅」の有無についての提示の要請があったにもかかわらず、適当な住宅が存在しなかったケースはどの程度発生していますか。
- d 第六期での整備目標を示してください。

4 一般住居での自立生活について

ア グループホームでの共同生活ではなく一般住居での自立生活を選択することも、障害の程度がどんなに重度であっても保障されるべき基本的な権利だと考えますが、都の基本的な認識を伺います。

イ 地域生活への移行を促進するために新たに給付化された地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)、自立生活援助について

- a 地域移行支援、地域定着支援は、親元からの自立の場合も利用できますか。それぞれの給付実績とその評価、第六期での目標を示してください。
- b 自立生活援助利用者は2021年4月で221人、2022年4月が225人となっています。このうち知的障害者は何人ですか。事業所数、利用者数とも広がっていないようですが、その背景と理由、第六期に向けた目標を示してください。

ウ 障害者単身生活サポート事業と上記事業の違いと役割分担を示してください。この事業は障害者施策推進区市町村包括補助事業の中の選択事業ですが、実施しているのはわずか5自治体で、前年度より減っています。この事業の利用人数と、実施自治体が広がらない状況への見解を伺います。

エ 特に重度の障害者の地域生活を支える柱となる給付の一つである重度訪問介護について、利用者数とその推移、そのうち知的障害のある利用者の人数を示してください。

オ 地域相談支援などが地域生活への移行を促進するものとして期待されている一方、地域生活を営む障害者の自立生活を支える核となることを期待されているのが地域生活支援拠点です。東京都は「令和5年度末までに、各区市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する」としています。

地域生活拠点を整備済みの自治体数とそのうち多機能拠点型を整備している自治体数、多機能拠点型と面的整備型それぞれの評価と課題、障害者の地域生活を支えるうえで期待の強い緊急時受け入れと体験の場としての機能の実施状況を示してください。

5 パーソナル・アシスタント制度について

ア 地域での自立生活の今後を考える際に、障害当事者の主体性や自己決定を尊重した支援の在り方は重要な課題の一つです。この点で、いわゆる「パーソナル・アシスタント制度」に関する議論が広がりつつあります。都としての基本的な認識と評価を伺います。

イ 障害者施策推進区市町村包括補助事業の選択事業のひとつに「地域自立生活エンパワメント事業」があります。「障害当事者が主体となったサービス提供団体等の提供するインフォーマルサービスを区市町村が活用することにより、地域における障害者の自立生活を継続的に支援する社会資源の整備・充実を推進する」ことを目的としたものですが、この事業はかつて都が独自に制度化していた重度脳性麻痺者等介護人派遣事業の流れを汲みつつ、当事者を主体とした地域生活支援の仕組みづくりとして、パーソナル・アシスタント制度と重なる側面を持っているという評価もあります。

この「地域自立生活エンパワメント事業」を実施している都内自治体数と補助実績、及び実際の事業の状況について、いくつか例を示してください。

四 パートナーシップ制度と第二期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画について

1 パートナーシップ制度について

11月1日から東京都パートナーシップ宣誓制度が始まります。東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（以下、人権尊重条例）に基づき「多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため」に実施されるものです。この制度がさらに性的マイノリティの人権向上につながるものとなるよう、今後に向けて検討すべき課題および現状について、以下質問します。

ア パートナーシップ関係の証明に「知事への宣誓」というハードルを課すべきではなく、届出で十分でないでしょうか。届出のみによるパートナーシップ制度としませんか。

イ 異性間の事実婚も含む、生きづらさや困難を抱える人に対象を広げませんか。同性間に限定した制度としないことで、パートナーシップ制度利用者イコール性的マイノリティであるとの意図せぬカミングアウトを防ぐことにもなります。

ウ 子どもの名前を記載するだけでなく、希望があれば子どもも含む家族関係を証明するファミリーシップ制度とする方向性を検討課題としませんか。

エ オンライン手続きを原則とした制度としていますが、窓口での手続きを積極的に希望する場合もあります。オンラインか対面かを申請者が選択できる制度としませんか。

オ 先行実施自治体（都内基礎自治体および都外基礎自治体と道府県）との連携を積極的に図り、広域的な取り組みとしていくこと重要です。現状と今後の方針について伺います。

2 第二期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画について

人権尊重条例に基づいて、2019（令和元）年12月に策定された東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の改定が年度末に向けて進められています。第二期計画の策定について、以下質問します。

ア パブリックコメントの実施など、策定までのスケジュールを示してください。

イ 9月8日の第10回人権施策に関する専門家会議の資料「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画に掲げる施策等の取組状況」について伺います。

a 事業者向け研修の受講団体は203団体と報告されていますが、「LBGTフレンドリー宣言」事業所は20しかありません。パートナーシップ制度の施行に伴い、具体的な連携・協力を求めることも含めて宣言事業所の積極的な拡大をめざすべきだと思いますが、いかがですか。

b 教職員向け指導資料「人権教育プログラム」には、今年4月から「混合名簿」への見直しが見直されました。具体的な配慮事例として取り組み状況および第二期計画に掲載しませんか。

ウ 第一期計画策定時から、性的指向を理由とする人権侵害の救済のための専門機関の設置が求められてきました。次期計画に向けた取組の方向性にも含まれていませんが、なぜですか。

エ 人権尊重条例は、東京2020オリンピック大会を契機につくられましたが、人権尊重の理念は、本来、国際人権章典及び日本国憲法に基づいて定められるべきものです。条例名および目的について見直し、「人権尊重の理念の実現を目指す条例」とすることを検討課題としませんか。

オ 性的マイノリティへの配慮から不要な性別欄をなくす方向性にあると思いますが、一方で、性

別など属性による差別を是正する政策に生かすため必要なデータを取得するための性別欄は必要です。性別欄のあり方についての方針を示してください。

五 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインについて

都が進める太陽光発電設備設置義務化について、太陽光パネルが中国による人権侵害が指摘される新疆ウイグル自治区製が多いと指摘されています。都はこれに対して、国内メーカー等の状況把握に努めるとともに、人権問題がグローバルなサプライチェーンでの課題であることを鑑み、国が策定した「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」（以下、人権尊重ガイドライン）を踏まえた事業活動を推進していく、との姿勢を示しています。

- 1 太陽光パネルの製造過程に関して、人権尊重ガイドラインを踏まえた事業活動の推進として、都は具体的にどのようなことを行うのですか。
- 2 人権尊重ガイドラインの対象は個人事業主も含むすべての企業であり、尊重すべき「人権」とは少なくとも国際人権章典で表明されたものならびに「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に挙げられた基本的権利に関する原則を含む、国際的に認められた全ての人権を指し、企業の事業活動に関連する全てのステークホルダーの人権課題（たとえば、工場稼働区域の地域住民や自社製品の消費者の人権も含みます）も対象となるようです。そのように理解してよいですか。
- 3 人権尊重ガイドラインを踏まえた事業活動の推進は、今回の太陽光パネルの製造過程に限定せず、全庁的に取り組むべきものです。人権尊重ガイドラインが企業に求めるのは「人権方針の策定」「人権デューデリジェンス（人権DD）の実施」「救済の実施（救済メカニズムの構築）」のようです。今後、これらを満たしていることを入札条件に追加するなどが考えられると思います。都として想定される対応と、庁内の担当・推進体制についてお示してください。

六 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる汚職事件について

- 1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委員会）元理事である高橋治之容疑者がスポンサー契約にかかわる受託収賄容疑で逮捕され、AOKIホールディングスの青木前会長ら3人が贈賄容疑で逮捕された8月17日以降、都が取ってきたこの汚職事件についての対応を時系列で示してください。
- 2 このような大規模な汚職事件が引き起こされた背景と原因について、都としての考えを示してください。また、都としての責任をどう考えているのかについても明らかにしてください。

- 3 都はオリンピック・パラリンピックの開催都市として、また、組織委員会を設立した責任を踏まえて、このような大規模な汚職事件が起こった原因を徹底的に解明、検証するべきと考えます。都として、そのための独立した第三者機関を設置しませんか。
- 4 組織委員会が公益財団法人であることによって情報公開制度の対象外となり、運営や契約の内容がブラックボックスになったことが、今回の汚職事件の要因だと指摘されています。今回の事件発覚を踏まえて、都として公益財団法人を情報公開制度の対象に組み込むよう、国に法改正を要望すべきと考えますが、いかがですか。
- 5 再発防止のためには、スポンサー企業と関係のある人物が組織委員会など公益財団法人の理事となることを制限することが必要と考えます。都として、こうした場合に、理事個人に取引のある企業の申告を義務付けるなど、チェック機能の強化を求めていくべきと考えますが、いかがですか。
- 6 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に係る文書等の保管及び承継に関する条例」（「五輪文書保管条例」）第 1 条の「大会の開催経費等の検証を行うため」「大会に対する都民の信頼の向上を図ることを目的とする」との趣旨を踏まえて、組織委員会が作成し保存される文書を新たに情報公開の対象にすべきと考えますが、いかがですか。